

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部課（総室・室）
各地方出先機関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「庶務事務担当」を「係又は業務の担当」に改め、「主幹又は庶務係長相当の事務を命ぜられた参事」を「課長補佐、主幹又は参事」に改める。

第4条第10項中「企業立地対策監、」を削り、同条第16項中「医務福祉課」を「指導監査課」に改め、同条第17項中「農村計画課」を「農地建設課」に改める。

第5条中第20項を削り、第21項を第20項とし、第22項から第51項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1 企画振興部の項中

企画課	
-----	--

を

企画課	
川辺川ダム 総合対策課	

に改め、

同表健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉政策課	
	子育て・介護支援推進課	
	指導監査課	
	生活保護・援護課	
	福祉のまちづくり課	
	地域医療推進課	
	健康づくり推進課	
	高齢者支援課	
	高齢者いきがい課	
	介護保険課	
	国保・老人医療課	
	精神保健福祉課	
	身体障害福祉課	
	知的障害福祉課	
	家庭福祉課	
	健康危機管理課	
	薬務課	
	生活衛生課	
	食品衛生課	